

入 札 参 加 者 の 遵 守 事 項

入間市発注工事の入札及び施工に当たっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請業者に対し、この遵守事項について周知されるとともに、これらに従事するものの雇用の安定と就労の促進を図り、本市が支払う対価が、受注した工事等の関係者に公正に配分されるよう努めてください。

記

1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令及び本市の契約関係諸規則を遵守するとともに、入間市建設工事請負契約約款、設計図書及び公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。
- (5) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。
- (6) 本市が発注する建設工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮するよう努めること。

※埼玉県労務単価の詳細については、埼玉県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

2 社会保険への加入及び法定福利費の適切な支払いの徹底について

社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）への加入及び法定福利費の適切な支払を徹底すること。また、建設工事の元請業者は、下請業者に対して、平成28年7月28日付け国土交通省発出の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、指導等を行うこと。

※詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

3 前払金及び中間前払金の適正使用について

前払金及び中間前払金については、その充当できる経費が定められていることからこれを遵守すること。また、建設工事において下請契約を締結した場合においては、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう努めること。

4 下請工事の契約・発注等に当たっての注意事項について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。
- (3) 下請契約を締結したときに、工事担当課から請求があった場合は、下請負人通知書を工事担当課に提出しなければならない。
- (4) 建設業法第19条の規定では、書面契約を「契約の当事者」に対して義務づけていることから、下請業者との契約についても下請契約書等の書面をもって締結すること。また、法の目的は、金額・工期等を事前に決め、書面に残すことで、後日の紛争を回避するなど、下請契約が当事者間で、より適切に履行できるようにするためであり、締結に当たっては、下請代金の設定等について、元請と下請が「対等の立場」で協議し、決定した上で契約を行うこと。
- (5) 下請代金が適正に支払われなければ、下請業者の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねないことから、工事の適正な施工と下請業者の利益保護を目的とした、建設業法第24条の3の規定を遵守し、下請代金の支払について適正に行うこと。

5 施工体制台帳の写しの提出について

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結し工事を施工するときは、工事担当課に建設業法第24条の7第1項に基づく施工体制台帳の写しを提出すること。併せて、施工体制台帳は、工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、下請負人に関する事項は、二次下請以降についてもすべて記載するものとする。

6 建設資材納入業者との契約について

建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。また、納入に当たっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めること。

7 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労働賃金の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。

8 工事故について

受注者は、工事の施工中に災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、直ちに監督員に通報するとともに、工事名、工事場所、事故件名、事故の発生日時、事故の発生場所、事故発生の建物及び設備、事故の状況等を記載した書面を監督員に指示された期日までに提出すること。

9 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

10 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入車両を含む。）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県の粒子状物質排出基準を満たしたディーゼル車としなければならない。

11 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。

また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。

12 建設業退職金共済制度（建退共）への加入等について

(1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

また、証紙の購入に当たっては、できる限り工事ごとに必要な枚数を購入するものとする。ただし、別の工事において余った証紙がある場合は、その証紙を貼付することができるものとする。

(2) 1件当たりの請負代金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1か月以内に契約担当課に提出しなければならない。

(3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、この制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めること。下

請業者の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者において、できる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により契約担当課に提出しなければならない。
- (5) 工事請負契約締結後は、勤労者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。

13 技術者の適正な配置について

【現場代理人】

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締りなど工事の施工に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等を除く。）を処理するものとする。
- (2) 前項でいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけではなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するため、原則として現場代理人は他の工事と兼務することはできない。ただし、「入間市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領」により兼務が認められる工事については、2件まで現場代理人を兼務することができるものとする。
- (3) 受注者は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知すること。

【主任技術者等】

- (1) 1件の請負代金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。なお、監理技術者を専任で配置すべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者としてこれに準ずる者（以下、監理技術者補佐という。）を専任で置く場合には、当該監理技術者は2件まで兼務できるものとする。

また、当該監理技術者、監理技術者補佐は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

- (3) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の選任の際には、その者が当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

14 工事实績情報の作成及び登録について

受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は工事完成後10日以内（いずれも土・日・祝日等を除く。）に、訂正時は速やかに一般財団法人日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録対象は、請負代金額500万円以上のすべての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録を行うものとする。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

15 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、請負代金額が500万円（建築一式工事の場合は、1,500万円）以上の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は入間市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

16 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除

- (1) 受注者は、建設工事等の契約の履行に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。